

兵庫県警察災害警備計画を下記のように定め、平成26年5月1日から実施する。
なお、兵庫県警察災害警備計画について（平成7年兵警災例規第16号）は、廃止する。

記

第1 目的

この計画は、地震、風水害等の自然災害（以下「災害」という。）に対する予防活動並びに災害の発生時における警備体制及び災害警備活動要領について基本的事項を定め、もって適切な警察活動を行うことを目的とする。

第2 準拠

災害警備については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）、兵庫県警察警備実施要綱（昭和39年兵庫県警察本部訓令第22号。以下「要綱」という。）その他別に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

第3 基本方針

災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市町等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関（以下「関係機関」という。）と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、県民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行うものとする。

第4 災害警備に従事する警察職員の心構え

1 職責の自覚

県民の安全・安心を守るため、職責を自覚し、いかなる困難をも克服しなければならない。

2 規律の保持

過酷な環境下においても厳正に規律を保持し、迅速的確に職務を遂行しなければならない。

3 心情の理解

被災者を始めとする関係者の心情を理解し、適切な応接により県民の信頼に応えなければならない。

4 安全の確保

冷静沈着な判断に基づく職務執行により安全を確保し、受傷事故の防止に努めなければならない。

5 心身の錬磨

平素から家族の理解と協力を求めるとともに、心身を錬磨し、突発又は長期の活動に備えなければならない。

第5 防災点検の日

毎月17日を防災点検の日とし、防災点検の日には警察職員（以下「職員」という。）に対する教養訓練、関係機関との合同による災害危険箇所の点検を実施するなど、警察と関係機関等による一体的な防災活動を展開するものとする。ただし、休日等で17日に実施し難い場合は、その前後の日に振り替えて行うものとする。

第6 災害対策に関する検討体制

1 検討委員会

(1) 警察本部（以下「本部」という。）に警察本部長（以下「本部長」という。）を長とする兵庫県警察災害対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置き、災害警備に関する諸対策について検討するものとする。

(2) 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成については、兵庫県警察災害対策検討委員会構成表（別表第1）のとおりとする。

(3) 委員長は、必要に応じて検討委員会を招集し、議事を主宰する。

(4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求めるこ

とができる。

- (5) 検討委員会の庶務は、警備部災害対策課（以下「災害対策課」という。）において処理する。
- (6) 検討委員会の事務を補佐するため、検討委員会に兵庫県警察災害対策検討委員会幹事会を置き、その組織、構成その他必要な事項については、警備部長が別に定める。

2 署検討委員会

- (1) 警察署に警察署長（以下「署長」という。）を長とする警察署災害対策検討委員会（以下「署検討委員会」という。）を置き、災害警備に関する諸対策について検討するものとする。
- (2) 署検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長にあっては署長を、副委員長にあっては副署長を、委員にあっては兵庫県警察組織規程（昭和58年兵庫県警察本部訓令第2号）に規定する担当官及び課長をもって充てる。
- (3) 委員長は、必要に応じて署検討委員会を招集し、議事を主宰する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して署検討委員会への出席を求めることができる。
- (5) 署検討委員会の庶務は、警備課において処理する。

第7 本部の災害警備体制

1 災害警備体制の種類

本部の災害警備体制は、災害警備本部体制及び準災害警備本部体制とし、災害警備本部体制にあつては、A号、B号及びC号に区分する。

2 災害警備本部の設置等

- (1) 本部長は、災害警備本部体制を発令したときは本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を、準災害警備本部体制を発令したときは警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室（以下「災害警備対策室」という。）を本部に設置するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の規定により災害警備本部の設置を行う場合において、本部庁舎が被災によってその機能を喪失しているときは、適格な警察施設を選定し、当該警察施設に災害警備本部を設置するものとする。

3 災害警備本部の編成等

- (1) 災害警備本部及び兵庫県警察災害警備本部直轄部隊（以下「災害警備本部直轄部隊」という。）の指揮系統は、兵庫県警察災害警備本部及び兵庫県警察災害警備本部直轄部隊指揮系統図（別表第2）のとおりとし、災害警備対策室及び兵庫県警察災害警備対策室直轄部隊（以下「災害警備対策室直轄部隊」という。）の指揮系統は、兵庫県警察災害警備対策室及び兵庫県警察災害警備対策室直轄部隊指揮系統図（別表第3）のとおりとする。
- (2) 災害警備本部の編成は、兵庫県警察災害警備本部編成表（別表第4）のとおりとし、災害警備対策室の編成は、兵庫県警察災害警備対策室編成表（別表第5）のとおりとする。
- (3) 災害警備本部及び災害警備対策室の組織については、警備部長が別に定める。この場合において、災害警備本部及び災害警備対策室の長は、具体的な被害状況等に応じて、適宜、人員の増減、編成及び任務の変更を行うことができる。

4 部隊の編成

(1) 災害警備本部直轄部隊

ア 本部長は、災害警備本部体制を発令したときは、災害警備本部直轄部隊を編成するものとする。

イ 災害警備本部直轄部隊の編成は、兵庫県警察災害警備本部直轄部隊編成表（別表第6。以下「直轄部隊編成表」という。）のとおりとし、その組織については、警備部長が別に定める。

この場合において、災害警備本部の長は、具体的な被害状況等に応じて、適宜、人員の増減、編成及び任務の変更を行うことができる。

(2) 災害警備対策室直轄部隊

ア 本部長は、準災害警備本部体制を発令したときは、災害警備対策室直轄部隊を編成するものとする。

イ 災害警備対策室直轄部隊の編成は、直轄部隊編成表の部隊のうち、災害警備対策室の長が必要と認めるものにより行うものとし、その組織については、災害警備対策室の長がその都度定めるものとする。

5 災害警備体制の発令に係る基準

災害警備体制の発令に係る基準については、次の表のとおりとする。

災害警備体制の種類		基準
災害警備本部体制	A号	1 県内における震度6強以上の地震の観測 2 県内に大津波警報の発表
	B号	1 県内における震度6弱の地震の観測 2 県内に津波警報の発表 3 県内に大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報(以下「大雨特別警報等」という。)の発表
	C号	県内における震度5強の地震の観測
準災害警備本部体制		1 県内における震度5弱又は震度4の地震の観測 2 県内に津波注意報の発表 3 県内に大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水及び高潮に係る警報(以下「大雨警報等」という。)の発表

第8 警察署の災害警備体制

1 災害警備体制の種類

警察署の災害警備体制は、災害警備本部体制、準災害警備本部体制及び災害警備支援体制とし、災害警備本部体制についてはA号、B号及びC号に区分する。

2 署災害警備本部の設置等

(1) 署長は、災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら災害警備本部体制をとったときは署長を長とする警察署災害警備本部(以下「署災害警備本部」という。)を、準災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら準災害警備本部体制をとったときは署長を長とする警察署災害警備対策室(以下「署災害警備対策室」という。)を、災害警備支援体制が発令されたときは署長を長とする支援対策室を警察署に設置するものとする。

(2) 署長は、前記(1)の規定により署災害警備本部の設置を行う場合において、警察署庁舎が被災によってその機能を喪失しているときは、適格な施設を選定し、当該施設に署災害警備本部を設置するものとする。

3 部隊の編成

署長は、災害警備体制が発令されたとき、又は自ら災害警備体制をとったときは、部隊を編成するものとする。

4 災害警備体制の人員及び発令に係る基準

災害警備体制の種類ごとの人員及び発令に係る基準については、次の表のとおりとする。この場合において、署長は、自署の管轄区域内(以下「管内」という。)の具体的な被害状況等に応じて、的確な運用ができる範囲内で、適宜、人員を増減することができる。ただし、減員する場合には、事前に災害警備本部又は災害警備対策室(以下「災害警備本部等」という。)の長と協議をするものとする。

災害警備体制の種類	人員	基準
-----------	----	----

災害警備本部体制	A号	実員の全員	1 管内における震度6弱以上の地震の観測 2 管内に大雨特別警報等の発表 3 管内に大津波警報又は津波警報の発表
	B号	実員の半数	管内における震度5強の地震の観測
	C号	宿直員、地域課当務員その他必要と認められる人員	管内における震度5弱の地震の観測
準災害警備本部体制		宿直員、地域課当務員及び警備課員	1 管内における震度4の地震の観測 2 管内に大雨警報等の発表 3 管内に津波注意報の発表
災害警備支援体制		宿直員、地域課当務員、災害警備本部直轄部隊員に指名されている者その他必要と認められる人員	1 県内（管内を除く。）における震度5強以上の地震の観測 2 県内（管内を除く。）に大津波警報又は津波警報の発表

第9 災害警備体制の発令等

1 災害警備体制の発令

本部長は、第7の5及び第8の4の表に定める基準に該当する状況を認知したときは、本部及び警察署を示して災害警備体制を発令するものとする。ただし、第7の5及び第8の4の表に定める基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。

2 災害警備体制の変更又は解除

本部長は、気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況等情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して災害警備体制の種類の変更又は解除を発令するものとする。

3 発令等の伝達

- (1) 本部長は、前記1の発令又は前記2の種類の変更若しくは解除を行ったときは、所属長等にあつては災害情報等伝達網（別表第7から別表第9まで）に基づく伝達を、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）にあつては迅速な伝達を補完するため、無線等による一斉伝達を行うものとする。ただし、本部長が災害の規模等により災害情報等伝達網に基づく伝達を要しないと判断したときは、災害対策課長に關係所属長への伝達を、又は伝達先を示して通信指令課長に無線等による伝達を行わせることができる。

(2) 特別警報等発表時の措置

ア 通信指令課長は、県内に大雨特別警報等が発表されたことを認知したときは当該地域を管轄する警察署に、大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「大津波警報等」という。）が発表されたことを認知したときは警備部長が定める担当警察署に直ちに伝達をするとともに、その他の所属にも伝達が必要となる措置を講じるものとする。この場合において、大津波警報等の発表については、大津波警報等の種類、予想される津波の高さ等も併せて伝達をするものとする。

イ 所属長等は、大雨特別警報等又は大津波警報等が発表されたことを認知したとき、又は前記

アに規定する伝達を受けたときは、直ちに災害情報等伝達網の伝達先、発表地域において勤務中の所属職員及び所要の関係機関に伝達をするものとする。

ウ 前記ア及びイに規定する大津波警報等に係る伝達を行うに当たっては、警備部長が定める様式の津波情報受信伝達記録票を活用し、迅速に行うものとする。

4 署長による災害警備体制の確立及び報告

- (1) 署長は、自署の管内の被害状況又は他署への応援の必要性の有無等の状況により、必要があると認めるときは、本部長が災害警備体制の発令をしない場合においても相当の災害警備体制をとることができる。
- (2) 署長は、災害警備体制をとったとき、又は災害警備を講じたときは、本部長に速報(災害対策課経由)をするものとする。

5 管内実態に即した災害警備体制の確立

- (1) 署長は、自署の管内の状況により、必要があると認めるときは、第8の4の表に定める災害警備体制のうち、本部長が発令した体制より上位の体制をとることができる。
- (2) 署長は、応急措置の状況等情勢の変化により上位の体制をとる必要がなくなったときには、災害警備本部等の長と協議の上、本部長が発令した体制まで引き下げることができる。

第10 災害警備要員

1 災害警備要員

災害警備要員(以下「要員」という。)には、原則としてあらかじめ指定された職員をもって充てる。この場合において、要綱第46条第1項に規定する招集免除者は、要員に指定しないものとする。

2 服装

要員の服装は、作業服及び編上靴とする。ただし、所属長は、災害警備活動の内容により支障を来すおそれがあると認められるときは、私服等を着用させることができる。

第11 招集等

1 招集

要員の招集は、原則として要綱第3章の規定に基づき、要員に対して招集命令を発令して行うものとする。

2 待機

本部長及び所属長は、要綱第3章の規定に基づき、要員を招集する必要が予想される場合は、勤務場所又は自宅での待機を命ずることができる。

3 招集及び待機の伝達

本部長による招集命令又は待機命令の各所属への伝達は、第9の3に準じて行うものとする。

第12 参集

1 職員の参集

職員は、要綱第67条の規定に基づき、県内において震度5強以上の地震を観測したとき、大津波警報若しくは津波警報が発表されたとき、又は自己の所属の管内に災害による大被害(以下「大規模災害」という。)が発生し、若しくは発生のおそれがあることを知ったときは、速やかに自己の所属に参集するものとする。ただし、本部長が職員の参集を要しないと認めたときは、この限りではない。

2 参集の方法等

- (1) 職員は、参集途上時において、公共交通機関が不通の場合には、自転車、徒歩等のあらゆる手段を講じて自己の所属に参集するものとする。ただし、道路、橋りょう等の途絶その他の理由により自己の所属に参集することができないときは、本部若しくは最寄りの警察署又は自己の所属する所属の長があらかじめ指定する施設に参集するものとする。この場合において、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)又は参集した警察署の署長の指揮を受けるものとし、所属長があらかじめ指定する施設に参集したときは、自己の所属する所属の長の指揮を受けるものとする。

(2) 緊急かつ他に手段がない場合は、警備部長が必要があると認める者を警ら用無線自動車等により参集場所へ搬送することができる。

3 警務課長及び署長の措置

警務課長及び署長は、所属員以外の職員が参集してきた場合は、これを掌握の上、災害警備活動に従事させることができる。この場合において、速やかに災害警備本部の長にその状況を報告するものとする。

第13 安否報告

1 所属長への報告

職員は、前記第12の1に規定する参集すべき事象の発生を認知したとき、招集を命ぜられたとき、又は被災したときは、自己の所属する所属の長に自己及び家族の安否等について速やかに報告するものとする。

2 自所属員以外の職員等の安否を認知した所属長の措置

所属長は、自所属員以外の職員及びその家族の安否を認知したときは、当該職員が所属する所属の長に速やかに通報するものとする。

3 災害警備本部等の長への報告

所属長は、自所属員及びその家族の安否について速やかに把握し、災害警備本部等の長に報告するものとする。

第14 災害予防活動

1 警備計画

(1) 本部

本部の所属長は、本計画に定める災害警備本部の所掌事務、災害警備本部直轄部隊の運用要領等について、あらかじめとるべき措置を定めておかなければならない。

(2) 警察署

署長は、災害警備における次に定める事項について、計画を策定しなければならない。

ア 署災害警備本部、署災害警備対策室及び支援対策室の体制並びにそれぞれの編成及び運用要領

イ 管内の危険箇所及び被害予想地域に対する警備実施要領

ウ 災害状況の把握及び報告要領

エ 地域安全情報、災害関連情報、気象情報等の収集及び伝達（通報）要領

オ 交通規制要領

カ 避難誘導要領

キ 無線の通信運用要領

ク 警察施設の防護措置要領

ケ 部隊の設営、給食、警察車両の給油等の補給要領

コ 関係機関との連携要領

2 業務継続性の確保

所属長は、別に定める大規模災害時における業務を継続するための計画に基づき、大規模災害が発生した場合に警察運営上必要な業務を適切に継続するための措置を講じておかなければならない。

3 通信の準備

(1) 被害予想地域における通信手段の確保

署長は、災害発生時における通信手段を検討し、被害予想地域における通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 点検整備と防護措置

関係所属長は、通信資機材の点検整備に努めるとともに、通信施設の防護の措置をとるものとする。

(3) 非常通信設備等の利用計画

署長は、警察通信回線が途絶した場合における通信手段として、関係機関等に設置された非常通信設備等の利用を計画しておくものとする。

4 装備資機材及び物資の準備

(1) 装備資機材の点検整備

関係所属長は、災害警備用装備資機材を適正に活用するため、平素から点検整備を徹底するものとする。

(2) 物資の備蓄等

関係所属長は、食料、飲料水、電池その他の災害警備用物資等について、計画的に備蓄するとともに、調達の体制を確立しておくものとする。

5 派遣部隊の受入体制の整備

(1) 宿泊所確保に向けた調査

署長は、部隊の宿泊所について、自署の管内の公共施設等の収容力を調査し、派遣部隊の受入に係る協力体制の確立に努めるものとする。

(2) 給食等の補給に向けた調査

署長は、部隊の給食、警察車両の給油等の補給について、自署の管内の関係事業所を調査し、協力体制の確立に努めるものとする。

6 教養訓練

所属長は、県・市町等の主催する防災訓練への積極的な参画及び関係機関、地域住民等と連携した訓練並びに次に掲げる教養項目及び訓練項目に沿った所属職員に対する教養訓練を計画的に実施し、実施結果について、その都度、警備部長に報告（災害対策課経由）をしなければならない。

(1) 教養項目

- ア 災害及び災害警備の知識
- イ 災害関係法令並びに警察及び関係機関の責務
- ウ 管内の段階的災害予測
- エ 災害警備計画と初動措置要領
- オ 災害警備用装備資機材の知識
- カ 通信資機材の知識
- キ 災害情報の分析及び報告要領

(2) 訓練項目

- ア 要員の招集及び部隊の編成
- イ 災害情報の収集・報告・伝達
- ウ 災害警備用装備資機材の操作
- エ 車両、警察用航空機、救命ボート、通信資機材等の運用
- オ 警備実施部隊の配備及び支援部隊の派遣
- カ 災害時の交通規制並びに放置車両及び道路上の障害物の除去
- キ 住民等の避難誘導
- ク 被災者の救出救助
- ケ 被留置者の避難等

7 災害危険箇所等の調査と基礎資料の整備

(1) 署長は、自署の管内の災害危険箇所及び災害警備活動上必要な施設等について、警備部長が定める調査項目に基づいて調査を行い、警備部長が定める様式の調査票を作成するものとする。

(2) 前記(1)に規定する調査については、毎年5月中に実施し、調査票の作成又は更新を行うとともに、その写しを6月10日までに警備部長に送付（災害対策課経由）をするものとする。

8 関係機関等との連携

(1) 関係機関との協力体制の確立等

関係所属長は、関係機関と緊密な連携を図り、協力体制を確立するとともに、県・市町等の地域防災計画等を踏まえた総合的な災害対策を推進するものとする。

(2) 管理者対策

署長は、不特定かつ多数の者が出入りする場所の管理者に対して、災害対策についての指導に努めるものとする。

(3) 自発的な防災活動の促進

関係所属長は、自主防災組織等の地域住民による自発的な防災活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(4) 避難行動要支援者の避難対策の促進

署長は、避難行動要支援者（災対法第49条の10に規定する避難行動要支援者をいう。）の避難対策を促進するため、市町、消防機関、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者との連携に努めるものとする。

(5) 緊急通行車両の事前届出制度の適正な運用

関係所属長は、緊急通行車両の事前届出について、災害発生時における確認手続を円滑に行うため、関係機関・団体と調整し、緊急通行車両確認標章及び証明書の備蓄並びに規制標示板の点検整備に努めるものとする。

(6) 災害時等警察活動協力員の委嘱

ア 本部長は、災害時等警察活動協力員を委嘱し、緊密な連携を図って、災害時における警察活動への支援体制を確立しておくものとする。

イ 前記アのほか、災害時等警察活動協力員について必要な事項は、災害時等警察活動協力員の運用要領について（平成10年兵警災例規第1号）に定めるところによる。

(7) 災害モニターの委嘱

ア 署長は、災害モニターを委嘱し、緊密な連携を図って、自署の管内の災害情報を早期に把握する体制を確立しておくものとする。

イ 前記アのほか、災害モニターについて必要な事項は、別に定める。

9 県民に対する啓発活動

関係所属長は、県民に対して災害対策に関する啓発活動を推進するものとする。

10 庁舎敷地内の災害対策

所属長は、庁舎敷地内の災害対策及び執務環境の整備に努め、災害が発生した場合における被害の軽減に努めるものとする。

11 職員個々の備え

(1) 防災情報の入手

職員は、防災情報の入手手段の確保に努め、県内の防災情報について、積極的に入手するものとする。

(2) 個人装備品等の準備

職員は、災害警備活動に必要な個人装備品等を準備しておくものとする。

第15 災害発生時における措置

1 認知職員等の措置

(1) 認知職員の措置

職員は、災害の発生又は発生するおそれがある異常な現象を認知したときは、直ちに通信指令課長又は当該場所を管轄する警察署の長に通報するものとする。

(2) 通信指令課長等の措置

通信指令課長及び署長は、災害の発生又は発生するおそれがある異常な現象に関する通報を受理したときは、直ちに関係所属に連絡するとともに、二次災害の防止その他の職務遂行上における注意喚起に努めるものとする。

(3) 署長の措置

署長は、自署の管内における災害の発生又は発生するおそれがある異常な現象を認知したときは、当該区域の市町長及び必要と認める関係機関に通報するものとする。

(4) 大規模災害発生時の被害報告

ア 概括的被害状況の速報

署長は、県内において震度5強以上の地震が発生したとき、その他大規模災害が発生したときは、災害発生後30分以内と災害発生後1時間以内とに区分して警察署、交番等の警察施設及びその周辺の被害状況並びに職員の安否状況を概括的に集約し、警備部長が定める調査事項を無線又は有線により本部長に報告（通信指令課経由）をするものとする。

イ 本部長は、前記アに規定する報告を受けたときは、警備部長が定める様式の概括的被害集約表（30分以内）及び概括的被害集約表（1時間以内）により集約をするものとする。

ウ 本部長は、集約した県内の概括的な被害状況について、警察庁及び近畿管区警察局へ直ちに報告するものとする。

2 庁舎の安全管理

(1) 来庁者等の安全確保

所属長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、来庁者等の安全確保に努めるものとする。

(2) 危険箇所等の点検

所属長は、庁舎敷地内における危険箇所等を点検し、二次被害を防止するための措置を講じるものとする。

(3) 重要な物品の管理

所属長は、兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）第61条に規定する非常持ち出しを要する書類及び器物について、搬出等の的確な措置を講じるものとする。

3 体制確立のための措置

(1) 援助の要求

本部長は、必要があると認めるときは、速やかに他都道府県警察の派遣部隊等の援助の要求に関する手続を行うものとする。

(2) 警察署への要員の派遣等

災害警備本部等の長は、被災現場を管轄する警察署のみでは対応が困難な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ指定する要員のほか、必要な職員の当該警察署への派遣並びに必要な資機材及び物資の支援を行うものとする。

(3) 現地警備指揮所の設置

ア 署長は、必要に応じて被災現場又はその付近において、現地警備指揮所を設置するものとする。

イ 災害警備本部等の長は、署長が現地警備指揮所を設置したときは、必要に応じて、本部から必要な要員を派遣するものとする。

4 通信の確保

(1) 警察庁及び近畿管区警察局への通信

通信指令課長は、震度5強以上の地震その他大規模災害が発生したときは、直ちに、警察庁及び近畿管区警察局への通信を確保するものとする。

(2) 災害警備本部等及び署災害警備本部等間の通信

本部長が災害警備体制を発令し、又は署長が災害警備体制をとったときは、災害警備本部等の長と署災害警備本部、署災害警備対策室又は支援対策室の長とは相互の通信を確保するものとする。

(3) 警察署の管内の通信

ア 署災害警備本部又は署災害警備対策室（以下「署災害警備本部等」という。）の長は、署災害警備本部等と災害が発生し、又はそのおそれがある区域との通信を確保するものとする。

イ 署災害警備本部等の長は、警察署に配置された通信機材のみで対応できない場合又は電話交換機、無線基地局、発動発電機及び無線自動車が使用不能となった場合は、その状況を災害警備本部等の長に速報（近畿管区警察局兵庫県情報通信部機動通信課経由）をしなければならない。

ウ 災害警備本部等の長は、必要と認めるときは、被害区域及び当該被害区域を管轄する警察署の通信力の増強を図るための措置をとるものとする。

(4) 非常通信設備等の利用

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、災害の発生により、警察通信が途絶、輻そう等のときは、関係機関等に設置された非常通信設備等を利用して緊急連絡を行うものとする。

5 情報の収集及び報告

(1) 被害情報の収集と被害実態の早期把握

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、あらゆる手段を効果的に活用し、次に掲げる情報を収集して、被害実態の早期把握に努めるものとする。

ア 救出救助、避難誘導、立入規制等の緊急の措置を必要とする事象

イ 死亡、行方不明及び負傷の人数等の人的被害

ウ 建物、道路、鉄道等交通施設、ライフライン施設等の物的被害

エ 交通規制の状況及び公共交通機関の運行状況

オ 避難所の開設箇所及び避難者数

カ 危険箇所の状況、気象状況等

キ 関係機関の対策状況

ク 被災地、避難先地域その他の治安維持対策を強化する必要がある地域（以下「被災地等」という。）の治安状況

ケ 警察措置とその結果

コ 警察施設及び職員等の被害状況

サ その他災害警備活動に必要と認められる事項

(2) 県・市町災害対策本部等への職員の派遣

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、必要により、県・市町の設置する災害対策本部等に職員を派遣し、前記(1)に掲げる情報の収集及び共有を図るものとする。

(3) 被害実態等の報告

ア 署災害警備本部等の長は、災害に関して収集した情報及びとった措置について、警備部長が定める様式の災害発生・措置報告書により、災害警備本部等の長に報告するものとする。この場合において、災害認知後の第一報については、断片的な情報であろうとも災害発生・措置報告書又は口頭報告によって直ちに災害警備本部の長に報告するものとし、後刻速やかに当該報告書を送付するものとする。

イ 災害警備本部等の長は、認知した重大な被害、その措置等について集約の上、警察庁及び近畿管区警察局に直ちに報告するものとする。

6 避難等

(1) 災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、関係機関及び管理者等と緊密な連携を図るとともに、被害状況、道路の損壊、気象状況等により適切に情勢判断を行い、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要と認める地域又は施設の居住者、滞在者その他の者に対し、避難情報の伝達、避難誘導等の必要な措置をとるものとする。

(2) 警察官は、危険を防止するため特に急を要する場合には、災対法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条等の規定に基づき、的確な措置をとるものとする。

7 危険箇所等に対する措置

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、二次災害の発生するおそれのある危険箇所及び施設並びに危険物の散逸、漏洩等に関する情報の入手に努め、危険と認めるときは、市町長、管理者等と連携を図り、必要により避難誘導、交通規制等の措置をとるものとする。

8 救出救助

(1) 部隊の派遣

ア 災害警備本部等の長は、県内の被害状況等から的確に判断し、迅速に救出救助に必要な部隊を派遣するものとする。

イ 署災害警備本部等の長は、迅速に複数人による救出救助部隊を編成して救出救助活動に充たせるとともに、必要に応じて救出救助に必要な派遣部隊の派遣を災害警備本部等の長に要請するものとする。

(2) 防災関係機関との調整

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、被災地における効率的な救出救助活動を行うため、防災関係機関と捜索範囲の分担、一斉捜索等の現場活動に関する調整を行うものとする。

9 緊急交通路等の確保等

(1) 道路交通状況の把握

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、道路の損壊状況及び交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 緊急交通路の設定

災害警備本部等の長は、警察庁、近畿管区警察局、隣接府県警察及び道路管理者と調整を図り、迅速に緊急交通路を設定するものとする。

(3) 交通規制の実施

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要な交通規制を行うとともに、速やかに迂回路を設定して交通誘導を行うものとする。

(4) 放置車両等の撤去

警察官は、緊急交通路等における通行の妨害となる放置車両その他の物件について、必要と認めるときは、道路管理者等と協力し、障害物の移動その他の必要な措置を行うものとする。

(5) 緊急通行車両の確認審査及び標章の交付

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、緊急通行車両の事前届出車両に対する優先処理及び事前届出車両以外の適正な確認審査手続を行うとともに、緊急通行車両確認標章及び証明書の交付手続を行うものとする。

10 社会秩序の維持

(1) 部隊の派遣

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、被災地等に対して、警戒部隊を早期に派遣し、警戒及び検挙活動を行うものとする。

(2) 流言飛語のまん延防止

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、被災地等の住民に対し、迅速かつ正確な広報活動を行うとともに、流言飛語のまん延防止に努めるものとする。

(3) 捜査体制の確立

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、被災地等における犯罪及び災害に乗じた犯罪に対する適正な捜査を行うための体制を確立するものとする。

(4) 移動交番の運用

署災害警備本部等の長は、災害警備本部等の長と連携し、必要に応じて移動交番の運用により、被災地等の民心の安定を図るものとする。

(5) 銃砲刀剣類に対する措置

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、銃砲刀剣類の所持許可者について、保管状況を確認するとともに、保管管理についての指導その他必要な措置をとるものとする。

(6) 地域住民による地域安全活動の促進

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、地域住民の組織した自主防犯組織が行う地域安全活動に対して積極的に協力するとともに、関係団体との協力体制の強化により、地域安全活動を効果的に推進するものとする。

11 災害時の死体の検視等

災害時の死体発見時の調査、検視、検査、身元確認、引渡し等については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）等に定めるもののほか、

次のとおりとする。

(1) 検視場所及び遺体安置場所の確保

署災害警備本部等の長は、市町が確保した遺体収容場所等のうちから、市町と協議の上、適格な施設を選定し、当該施設を検視場所及び遺体安置場所として設定するものとする。

(2) 立会医師の確保

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、医師会等と連携を図り、立会医師の確保に努めるものとする。

(3) 死体の収容

警察官は、死体及び周囲の状況から判断して災害によって死亡したとみられる死体（以下「被災死体」という。）を発見し、又は被災死体の発見の届出を受けたときは、発見者、発見場所、発見日時等の発見状況を明らかにするとともに、関係機関と協力して原則として、遺体収容場所に収容するものとする。

(4) 身元確認資料の採取及び保管

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、市町と協力して適切な身元確認を行い、身元の判明しない被災死体については、身元確認資料を確実に採取し、適切に管理するものとする。

(5) 確実な身元確認と迅速な引渡し

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、身元確認資料及び行方不明者情報を活用し、確実に身元確認を行うとともに、迅速な被災死体の引渡しに努めるものとする。

(6) 適切な遺族対応

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、身元の確認、被災死体の引渡し等に際して、遺族の心情及び被災地の環境等に配慮した適切な遺族対応を行うものとする。

(7) 報告

署災害警備本部等の長は、認知した被災死体について、刑事部長が定める様式の多数死体受付簿を随時、災害警備本部等の長に送付（刑事部捜査第一課経由）をするものとする。

(8) 前記(1)から(7)までのほか、災害による多数の死体を取り扱う場合の措置は、刑事部長が別に定める。

12 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の把握

ア 災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、警備部長が定める様式の行方不明者相談情報票により行方不明者相談の受理を行うものとし、署災害警備本部等の長は、速やかに災害警備本部等の長に報告（生活安全部生活安全企画課経由）をするものとする。

イ 災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、県・市町と緊密な連携を図り、行方不明者の把握に努めるものとする。

(2) 搜索部隊の派遣

ア 災害警備本部等の長は、県内の被害状況、行方不明者情報等からの的確に判断し、搜索に必要な部隊を被災地に派遣するものとする。

イ 署災害警備本部等の長は、行方不明者の発見に努めるとともに、必要に応じて派遣部隊の派遣を災害警備本部等の長に要請するものとする。

(3) 関係機関との調整

行方不明者の搜索活動の実施については、前記8の(2)の規定を準用する。

13 被災者等への広報活動及び報道対策

(1) 広報活動

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、関係機関と連携し、災害関連情報、避難に関する情報、交通規制に関する情報等を迅速かつ正確に広報するとともに、積極的な警察活動により、被災者等に安心感を与え、警察活動に対する理解及び協力の確保に努めるものとする。

(2) 現場広報

現場広報を行う警察官は、災害警備本部等又は署災害警備本部等の長と緊密な連携を図り、自

己の安全の確保に配慮しつつ、効果的な広報を行うものとする。

(3) 報道対策

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、報道対応の窓口を一本化し、関係機関との緊密な連絡調整を図るものとする。

14 派遣部隊の受入れ

災害警備本部等の長は、派遣部隊の受入れについて、的確な配置箇所及び任務を設定し、当該配置箇所を管轄する署災害警備本部等の長と協議の上、具体的な運用計画、宿泊所の手配その他必要な措置を講じるものとする。

15 警衛警護

災害時における警衛警護は、警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）及び警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）により、万全を期さなければならない。

16 自発的支援団体への支援等

(1) ボランティア関係組織・団体への支援

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地等における各種事件・事故の未然防止、被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

(2) 海外支援隊の受入れ

災害警備本部等の長は、海外からの支援の受入れに際しては、警察庁、近畿管区警察局、県・市等と調整を図り、必要な措置を講じるものとする。

17 職員の健康の維持と安全管理

(1) 健康の維持

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、早期に非常勤務体制及び執務環境を整備し、要員の負担軽減を図るとともに、健康の維持に努めるものとする。

(2) 安全管理

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、被災地の環境状況を迅速に把握し、装備資機材を直ちに配付して現場活動要員の安全管理に努めるとともに、負傷事案に対しては迅速な処置を講じるものとする。

第16 災害復旧・復興期における活動

1 警察施設の復旧

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

2 治安維持対策の推進

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、被災地等における犯罪の発生状況、犯罪組織等の動向並びに住民の意見及び要望を的確に把握し、詐欺商法等の悪質経済事犯、暴力団等による利権介入事案その他災害復旧・復興期における不法事案の予防及び取締りを徹底して、治安維持対策を推進するものとする。

3 交通規制の実施

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、円滑な災害の復旧及び復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、適切な交通規制等を行うものとする。

4 仮設住宅等における民心の安定

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、仮設住宅等に対する重点的な巡回連絡及び警ら活動を行い、民心の安定に努めるものとする。

5 要員の保健

所属長は、受傷並びに心身の疾病及び異状を調査し、要員の健康管理を徹底するとともに、継続的な処置を講じるものとする。

6 装備資機材及び備蓄品の点検

関係所属長は、装備資機材及び食料等の備蓄品について点検を行い、不備な点については修理又

は補充に努めるものとする。

第17 災害警備活動の記録、報告等

1 記録

災害警備本部等及び署災害警備本部等の長は、災害警備活動については災害発生時から確実に記録化し、以後の警備活動に活用するとともに、必要により県民の危機意識の醸成並びに警察活動への理解及び協力の確保のために活用するものとする。

2 報告

署長は、災害警備実施の有無にかかわらず、警備部長が定める被害判定の基準に基づき、災害により発生した被害について調査し、毎月5日までに警備部長が定める災害月報により警備部長に報告（災害対策課経由）をするものとする。

3 検証

検討委員会及び署検討委員会は、必要に応じて、災害警備活動を検証するとともに、関係規程について必要な見直しを行うものとする。

第18 県外における大規模災害への対応

1 県外派遣時における災害警備体制

(1) 本部長は、県外で大規模災害が発生し、兵庫県警察災害派遣隊規程（平成25年兵庫県警察本部訓令第12号）に定める兵庫県警察災害派遣隊その他県外での災害発生時に編成される特別派遣部隊を派遣する必要があると認めるときは、被災地における被害状況、被災地に派遣する派遣部隊の規模及び被災地警察を管理する都道府県公安委員会からの援助の要求等を勘案して、本部に対して災害警備本部体制のC号又は準災害警備本部体制を発令するものとし、情勢の変化に応じて災害警備体制の種類の変更又は解除を発令するものとする。

(2) 県外派遣時における災害警備体制の編成については、警備部長が定める組織表の中からその都度災害警備本部等の長が編成するものとする。

2 交通対策

災害警備本部等の長は、警察庁、近畿管区警察局及び道路管理者と調整を図り、必要により被災地への緊急交通路を早期に設定するとともに、署長と連携し、交通規制並びに被災地へ向かう緊急通行車両等への緊急通行車両確認標章及び証明書の交付手続を行うものとする。

3 県内の治安維持対策

災害警備本部等の長及び署長は、災害に便乗した各種犯罪の発生状況の把握に努め、県内に波及するおそれのある不法事案の予防及び取締りを強化して治安の維持に努めるものとする。

4 被災者支援

災害警備本部等の長及び署長は、被災者の避難等に関し、関係機関との調整を行い、必要により避難所への誘導、相談対応、防犯指導等の活動を行うものとする。

5 被災関係者支援

災害警備本部等の長及び署長は、被災者の関係者からの申出に対しては、被災地を管轄する都道府県警察及び関係機関と連携を図り、届出の受理及び関係都道府県警察又は関係機関への通知その他の必要な措置を行うものとする。

6 県・市町等との連携

災害警備本部等の長及び署長は、県・市町等が行う被災地の支援について、必要に応じて連携を図るものとする。

7 他の都道府県警察への便宜供与

災害警備本部等の長及び署長は、被災地へ派遣される他の都道府県警察の部隊に対して当該都道府県警察の長からの要請に基づき、休憩場所等の提供等に便宜を図るものとする。

8 広報活動

災害警備本部等の長及び署長は、被災地の被害状況及びそれに伴う警察活動を積極的に広報し、県民の警察活動に対する理解及び協力の確保に努めるものとする。

9 派遣員の保健

災害警備本部等の長及び署長は、派遣員の受傷並びに心身の疾病及び異状を調査し、必要により継続的な処置を講じるものとする。